

和歌山工業高等専門学校自動車運用管理規則

制 定 平成 5 年 3 月 3 0 日
一部改正 令和 7 年 2 月 1 7 日

(趣旨)

第 1 条 和歌山工業高等専門学校（以下「本校」という。）が所有する自動車（以下「公用車」という。）の管理及び使用については、この規則の定めるところによる。

(使用基準)

第 2 条 公用車は、校務の円滑な遂行のため必要のある場合に限り使用し、安全運転管理者が運転を承認した本校教職員に運転させるものとする。

2 公用車の使用については、本規則に定めるもののほか、別に定めるところによる。

(管理)

第 3 条 公用車は、総務課長が管理する。

(運転記録)

第 4 条 公用車を使用した者は、自動車運転日誌（別記様式）に必要な事項を記載し、総務課財務管理係に提出するものとする。

(弁償)

第 5 条 公用車を使用した者は、使用中に故意又は重大な過失により車体及び備付けの設備、備品等を損傷したときは、その損害を弁償する責任を負わなければならない。

(事務)

第 6 条 公用車に関する事務は、総務課において処理する。

附 則

この規則は、平成 5 年 3 月 3 0 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 1 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 1 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 2 2 年 4 月 7 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 4 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 7 年 2 月 1 7 日から施行する。

別記様式（第4条関係）

自動車運転日誌

令和 年 月 日（ 曜日）				総務課長	総務課長補佐 （財務担当）	財務管理係長	運転者 （サイン）
※アルコール 検知器測定値	運転前	mg/l	確認者				
	運転後	mg/l	確認者				
普通乗用車 （車種：○○○）		出庫	時 分	出庫時走行距離	km	給 油	
		入庫	時 分	入庫時走行距離	km	リッ トル	
				本 日走行距離	km		
軽自動車 （車種：○○○）		出庫	時 分	出庫時走行距離	km	給 油	
		入庫	時 分	入庫時走行距離	km	リッ トル	
				本 日走行距離	km		
軽トラック （車種：○○○）		出庫	時 分	出庫時走行距離	km	給 油	
		入庫	時 分	入庫時走行距離	km	リッ トル	
				本 日走行距離	km		
運 転 記 録				日 常 点 検			
※「公用車使用願」より変更のあった項目は必ず記載すること				点 検 箇 所		異 常 内 容	
行先経路				燃 料			
				エンジンオイル			
				計 器			
				ブレーキペダル			
使用目的				サイドブレーキ			
				ハンドル			
				灯 火 装 置			
				警報器・方向指示器			
同乗者				ワ イ パ ー			
				バックミラー			
				ブレーキオイル			
				ラジエーター			
				ファンベルト			
				シャーシーバネ			
				タ イ ヤ			
				整備記録			
				備考			

※アルコール検知器測定値
・原則、鍵の貸出及び返却時に総務課職員が測定するが、土日祝または勤務時間外の
出発及び帰着については、運転者または同乗者がある場合は同乗者が測定すること。

人事係 確認欄	
------------	--